

# 青森県報

第三千九百七十四号

平成二十七年  
三月二十五日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) …… 一

### 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一

身体障害者福祉法による医師の指定…………… (同) …… 一

飼料の試験の結果の概要…………… (畜産課) …… 二

家畜伝染病の発生…………… (同) …… 三

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 三

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三

道路の供用の開始…………… (同) …… 四

### 公 告

建設業者の許可の取消し…………… (中南地域  
県民局) …… 四

## 規 則

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第八号

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

青森県歯科技工士法施行細則(昭和三十一年一月青森県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「以下「省令」という。」を削る。

第二条第四号から第六号までを削る。

第三条中「第二条第一号から第三号まで」を「前条各号」に改める。

第四号様式から第六号様式までを削る。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	平成 二七・四・一

### 青森県告示第百九十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	年 指 月 日 定
	八戸赤十字病院	外科(直腸機能障害、小腸機能障害)	平成 二七・四・一
玉 澤 佳 之	八戸赤十字病院	循環器・呼吸器・腎臓内科(心臓機能障害)	"
山 本 猛	つがる西北五 域連合つが る総合病院	五所川原市字若 木町一二三の三	"

青森県告示第百九十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号) 第五十六条第一項の規定により平成二十七年一月十四日及び同年二月二十四日に収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造(輸入)年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	協同飼料 しのき子豚	27.1	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	日配ほ乳期子豚育成用配合飼 料コロミールCRダツシュ	27.1	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	日配大すう育成用配合飼料 ラレニムラツラ大雞用	27.1	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	無
八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ノーサンブローイラー肥育後 期用配合飼料 ノーサンブローP仕上用	27.2	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	無
八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ノーサンブロー豚肥育用配合飼 料Hのびざかり肉豚K	27.2	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	無
八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	日清丸紅印成鶏用配合飼料 K P 17	27.2	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	無

青森県告示第百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成二七・三・二〇

青森県告示第百九十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五 長根 繁 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の一 畑中 清二	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業

青森県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡階上町大字道仏字泉田窪二の三 北城 一志	新深浦町第五区域	主として底建網漁業
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七 黒坂 一男	協同組合の地区のうち、大字松神の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業かつり漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂一五 川村 雅弘	新深浦町第五区域	主として底建網漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四 川口 俊一	協同組合の地区のうち、大字松神の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎一六五の二 二階 初雄	深浦区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の六 岸本 喜三郎	深浦区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
上北郡東北町旭北四丁目五三五の一 濱田 浩明	小川原湖区域	底びき網を使用する漁業
上北郡東北町旭北二丁目三二の一 沼尾 栄一	小川原湖区域	底びき網を使用する漁業

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	夏泊公園線	東津軽郡平内町大字中野字家ノ下五二の五から東津軽郡平内町大字中野字家ノ下二五の六まで	前 一〇〇・〇〇〇メートルから 二二・〇〇〇メートルまで	一一五・五〇メートル		
			東津軽郡平内町大字中野字家ノ下五二の五から東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸七の四まで	後 九九・四〇〇メートルから 九九・五〇〇メートルまで	二、八三一・六〇メートル		

青森県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道鶴ヶ坂千刈線	青森市大字新城字山田六九の五から 青森市大字新城字山田六七の一八まで	平成二七・三・二五

# 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 せんだい建設
- 二 氏名 仙台 芳美
- 三 主たる営業所の所在地 平川市高畑前田一五五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一一八二四号
- 五 取消年月日 平成二十七年三月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 建築 内装仕上げ工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となった事実

平成二十七年三月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭